

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（整理表）

表中の（従）は従うべき基準，（参）は参酌すべき基準とする。

		国の示す基準			嬉野市が定める基準 (案)	
利用定員に関する基準 (従)	利用定員		年齢による定員設定		国の示す基準のとおり	
	特定教育・ 保育施設	認定こども園	20人以上	①② ③④		①1号認定 (3-5歳)
		幼稚園		①		
		保育所	20人以上	②③ ④		
	特定地域型 保育事業	家庭的保育	1人以上 5人以下	③④		②2号認定 (3-5歳)
		小規模保育 A・B型	6人以上 19人以下	③④		③3号認定 (0歳)
		小規模保育 C型	6人以上 10人以下	③④		④3号認定 (1-2歳)
		居宅訪問型 保育	1人	③④		
	事業所内 保育		③④			
運営に関する基準	内容・手続きの説明、同意 (従)				国の示す基準のとおり	
	教育・保育の提供開始に当たって、利用申込者に対し教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。					
	内容・手続きの説明方法 (参)				国の示す基準のとおり	
事前説明については、利用申込者の承諾を得て、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することを可能とする。						
応諾義務（正当な理由のない場合提供拒否の禁止）(従)				国の示す基準のとおり		
支給認定保護者から利用申込を受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。						
※定員を上回った場合						
	1号認定 (教育標準時間)	抽選、先着順、設置者の理念に基づく選考等、選考方法を明示した上で行う。				
	2・3号認定 (保育認定)	保育の必要性が高いと認められる子どもが、優先的に利用できるよう選考する。				

運営に関する基準	あっせん、調整及び要請に対する協力（従） 市町村が子ども・子育て支援法に基づいて行うあっせん等については、できる限り協力しなければならない。	国の示す基準のとおり
	受給資格の確認（参） 教育・保育の提供を求められた場合には、支給認定証（保育の必要量等）の確認を行う。	国の示す基準のとおり
	支給認定の申請に係る援助（参） 支給認定申請が行われていない場合には、申し込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助する。	国の示す基準のとおり
	心身の状態等の把握（参） 特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	国の示す基準のとおり
	小学校等との連携（参） 教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育または他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努める。	国の示す基準のとおり
	連携施設の確保（従）（特定地域型保育事業者のみ） ①保育内容に関する支援 ②代替保育 ③卒業後の受け皿の観点から、認定子ども園等の連携施設の設定を求める（事業所内保育事業で利用定員が20人以上のものについては、①②についての内容は不要）。 なお、居宅訪問型保育事業については、連携する障害児入所施設等を適切に確保する。	国の示す基準のとおり
	提供の記録（参） 教育・保育を提供した際は、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。	国の示す基準のとおり
	利用者負担額等の受領（従） 施設・事業者は支給認定保護者から法に定める利用者負担額の支払いを受けるものとする。その上で、それ以外に、実費徴収等の上乗せ徴収を受けることができる（あらかじめ額や理由の明記が必要）。また、支払いを受けた場合は、領収書の交付が必要。	国の示す基準のとおり
	給付費等の額に係る通知等（参） 給付費等の支払を受けた場合には、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る給付額を通知しなければならない。	国の示す基準のとおり
	取扱方針（従） 教育・保育の提供に当たっては、それぞれの施設の区分に応じて定められる要綱等に基づき、適切な教育・保育の提供を行わなければならない。	国の示す基準のとおり

運営に関する基準	教育・保育に関する評価（参） 提供する教育・保育の自己評価及びそれに基づく改善、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価等を受審し、結果の公表・改善を図るよう努める。	国の示す基準のとおり
	相談及び援助（参） 子どもの心身の状況等の的確な把握に努め、子どもまたは保護者に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。	国の示す基準のとおり
	緊急時等の対応（参） 子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	国の示す基準のとおり
	支給認定保護者に関する市町村への通知（参） 教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が、偽りその他不正な行為によって給付を受けたときは、遅延なく市町村に通知しなければならない。	国の示す基準のとおり
	運営規程の策定（参） 施設の運営について重要事項（施設の目的や運営方針等）に関する規定を定めておかななければならない。	国の示す基準のとおり
	勤務体制の確保等（参） 施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めるとともに、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	国の示す基準のとおり
	定員の遵守（参） 利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、便宜の提供等のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。	国の示す基準のとおり
	掲示（参） 施設の見やすい場所に、利用申込の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	国の示す基準のとおり
	子どもの適切な処遇（従） ①子どもを平等に取り扱う原則 ②虐待等の禁止 ③懲戒に係る権限の濫用禁止	国の示す基準のとおり
	秘密保持等（従） ①職務上知りえた秘密の保持 ②職員（退職者含む）への秘密保持のための必要な措置	国の示す基準のとおり

運営に関する基準	③情報提供が必要な場合の保護者への事前周知、説明、同意	
	情報の提供（参）	国の示す基準のとおり
	①教育・保育に関する情報提供に努める ②誇大広告等の禁止	
	利益供与の禁止（参）	国の示す基準のとおり
	施設を紹介すること、就学前子どもを紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	
	苦情処理（参）	国の示す基準のとおり
	①窓口の設置 ②苦情内容の記録 ③市町村が実施する事業等への協力	
	地域との連携等（参）	国の示す基準のとおり
	施設・事業の運営に当たっては、地域との交流に努めなければならない。	
	事故発生の防止、発生時の対応（従）	国の示す基準のとおり
	①事故発生（再発）の防止（指針の整備、周知体制、研修の実施） ②事故発生時の速やかな対応（連絡、記録、損害賠償等）	
	会計区分（参）	国の示す基準のとおり
	教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	
	記録の整備（参）	国の示す基準のとおり
職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、教育・保育の提供に関する記録については、5年間保存しなければならない。		
特定給付費に関する基準	特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育の提供（従）	国の示す基準のとおり
	施設・事業者が利用定員を超えて教育・保育を提供する場合の職員配置等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。また、定められた利用定員を超えないものとする。	
その他	特定保育所に関する特例（従）	国の示す基準のとおり
	特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。なお、応諾義務・市町村が行うあっせん等の協力に関する規定については適用しない。 市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所	

	<p>における保育を行うことの委託を受けた時は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	
<p>その他</p>	<p>経過措置（従）</p> <p>小規模保育事業C型にあつては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの利用定員は、6人以上15人以下とする。</p> <p>特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合はこの府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>国の示す基準のとおり</p>